

平成25年第2回常陸太田市議会定例会会議録

目 次

招集告示	5
平成25年第2回常陸太田市議会定例会会期日程	6
◎第1号 6月11日(火)	
○議事日程(第1号)	7
○本日の会議に付した事件	8
○出席議員	8
○欠席議員	8
○説明のため出席した者	8
○事務局職員出席者	9
開 会	9
開 議	9
○日程第 1 議席の一部変更	9
○日程第 2 議席の指定	10
○会議録署名議員の指名	10
○日程第 3 会期の決定	10
○諸般の報告	10
○日程第 4 報告第2号ないし報告第11号(一括上程)	13
報告案件説明	13
○日程第 5 議案第45号ないし議案第51号(一括上程)	18
提案理由説明	18
○日程第 6 議案第52号ないし議案第56号(一括上程)	22
提案理由説明	22
散 会	25
◎第2号 6月13日(木)	
○議事日程(第2号)	27
○本日の会議に付した事件	27
○出席議員	27
○説明のため出席した者	27
○事務局職員出席者	27
開 議	28

○日程第 1 一般質問	2 番 藤田 謙二議員	2 8
	3 番 赤堀 平二郎議員	4 0
	1 0 番 深谷 秀峰議員	4 8
	7 番 平山 晶邦議員	5 8
	6 番 鈴木 二郎議員	7 1
散 会		7 8

◎第3号 6月14日(金)

○議事日程(第3号)		7 9
○本日の会議に付した事件		7 9
○出席議員		7 9
○説明のため出席した者		7 9
○事務局職員出席者		7 9
開 議		8 0
○日程第 1 一般質問	2 2 番 宇野 隆子議員	8 0
	5 番 深谷 渉議員	9 1
散 会		9 7

◎第4号 6月17日(月)

○議事日程(第4号)		9 9
○本日の会議に付した事件		9 9
○出席議員		9 9
○説明のため出席した者		9 9
○事務局職員出席者		1 0 0
開 議		1 0 0
○日程第 1 報告第2号ないし報告第11号(一括上程)		1 0 0
採 決		1 0 0
○日程第 2 議案質疑 議案第45号ないし議案第56号(一括上程)		1 0 1
質 疑	2 2 番 宇野 隆子君	1 0 1
質 疑	5 番 深谷 渉君	1 1 1
散 会		1 1 5

◎第5号 6月24日(月)

○議事日程(第5号)		1 1 7
○本日の会議に付した事件		1 1 7

○出席議員	1 1 7
○説明のため出席した者	1 1 7
○事務局職員出席者	1 1 8
開 議	1 1 8
○日程第 1 委員長報告 議案第 4 5 号ないし議案第 5 6 号	
総務委員長 益子 慎哉議員	1 1 9
文教民生委員長 深谷 秀峰議員	1 1 9
産業建設委員長 高星 勝幸議員	1 1 9
討 論 2 2 番 宇野 隆子議員	1 2 0
採 決	1 2 1
○日程第 2 議案第 5 7 号	1 2 2
提案理由説明	1 2 2
質 疑 2 2 番 宇野 隆子議員	1 2 3
討 論 3 番 赤堀 平二郎議員	1 2 5
討 論 2 2 番 宇野 隆子議員	1 2 6
採 決	1 2 6
○日程第 3 議員提案第 2 号	1 2 7
提案理由説明	1 2 7
採 決	1 2 8
閉 会	1 2 9

資 料

議案等委員会付託表	1 3 1
一般質問発言通告者及び発言要旨	1 3 2
総務委員会審査報告書	1 3 7
文教民生委員会審査報告書	1 3 8
産業建設委員会審査報告書	1 3 9

常陸太田市告示第102号

平成25年第2回常陸太田市議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年6月4日

常陸太田市長 大久保 太 一

1. 期 日 平成25年6月11日

2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成25年第2回常陸太田市議会定例会会期日程

平成25年6月11日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
6月11日	火	本 会 議	1. 開 会 2. 会期の決定 3. 議案説明
6月12日	水	休 会	議案調査
6月13日	木	本 会 議	1. 一般質問
6月14日	金	本 会 議	1. 一般質問
6月15日	土	休 会	
6月16日	日	休 会	
6月17日	月	本 会 議	1. 議案質疑 2. 委員会付託
6月18日	火	委 員 会	1. 総務委員会
6月19日	水	委 員 会	1. 文教民生委員会
6月20日	木	委 員 会	1. 産業建設委員会
6月21日	金	休 会	議事整理
6月22日	土	休 会	
6月23日	日	休 会	
6月24日	月	本 会 議	1. 委員長報告（質疑・討論・採決） 2. 閉 会

平成25年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成25年6月11日（火）

議事日程（第1号）

平成25年6月11日午前10時開議

- 日程第 1 議席の一部変更について
- 日程第 2 議席の指定について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度常陸太田市一般会計補正予算（第12号））
- 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号））
- 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号））
- 報告第 8 号 平成24年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 9 号 平成24年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第10号 平成24年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第11号 平成24年度常陸太田市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 5 議案第45号 常陸太田市空き地の適正管理に関する条例の制定について
- 議案第46号 常陸太田市空き家の適正管理に関する条例の制定について
- 議案第47号 常陸太田市子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 議案第48号 常陸太田市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について
- 議案第49号 消防ポンプ自動車購入契約について
- 議案第50号 常陸太田市立里美地区統合小学校建築工事請負契約について

- 議案第 5 1 号 常陸太田市道路線の認定について
- 日程第 6 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度常陸太田市一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 議案第 5 4 号 平成 2 5 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 議案第 5 5 号 平成 2 5 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 議案第 5 6 号 平成 2 5 年度常陸太田市水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の一部変更
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 報告第 2 号ないし報告第 1 1 号 (一括上程・報告案件説明)
- 日程第 5 議案第 4 5 号ないし議案第 5 1 号 (一括上程・提案理由説明)
- 日程第 6 議案第 5 2 号ないし議案第 5 6 号 (一括上程・提案理由説明)
-

出席議員

1 8 番	後 藤 守 議 長	1 7 番	川 又 照 雄 副議長
1 番	井 坂 孝 行 議 員	2 番	藤 田 謙 二 議 員
3 番	赤 堀 平 二 郎 議 員	4 番	木 村 郁 郎 議 員
5 番	深 谷 涉 議 員	6 番	鈴 木 二 郎 議 員
7 番	平 山 晶 邦 議 員	8 番	益 子 慎 哉 議 員
9 番	菊 池 伸 也 議 員	1 0 番	深 谷 秀 峰 議 員
1 1 番	高 星 勝 幸 議 員	1 3 番	茅 根 猛 議 員
1 4 番	片 野 宗 隆 議 員	1 5 番	福 地 正 文 議 員
1 6 番	山 口 恒 男 議 員	1 9 番	黒 沢 義 久 議 員
2 0 番	沢 畠 亮 議 員	2 1 番	高 木 将 議 員
2 2 番	宇 野 隆 子 議 員		

欠席議員

1 2 番 成 井 小 太 郎 議 員

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長 梅 原 勤 副 市 長

中原 一博 教育 長	佐藤 啓 総務部長兼政策企画部長
荻津 一成 市民生活部長	埴 信夫 保健福祉部長
檜村 浩治 産業部長	鈴木 典夫 建設部長
山崎 弘行 会計管理者	鈴木 則文 上下水道部長
福地 壽之 消防 長	山崎 修一 教育次長
宇野 智明 秘書課長	植木 宏 総務課長
中村 弘 監査委員	

事務局職員出席者

吉成 賢一 事務局 長	金子 充 議事係 長
榊 一行 総務係 長	

午前10時開会

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は21名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。12番成井小太郎議員、以上1名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成25年第2回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○後藤守議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 議席の一部変更について

○後藤守議長 日程第1、議席の一部変更についてを議題といたします。

今回新たに当選されました井坂孝行議員の議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたしたいと思っております。その議席番号及び氏名を職員に朗読いたします。事務局長。

○吉成賢一事務局長 それでは朗読いたします。

2番藤田謙二議員、3番赤堀平二郎議員、4番木村郁郎議員、5番深谷涉議員、6番鈴木二郎議員、7番平山晶邦議員、8番益子慎哉議員、9番菊池伸也議員、10番深谷秀峰議員、11番高星勝幸議員、以上でございます。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、ただいま朗読いたしましたとおり、議席の一部を変更することに決しました。

日程第2 議席の指定について

○後藤守議長 次、日程第2、議席の指定についてを議題といたします。

今回当選されました井坂孝行議員の議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において議席番号1番に指名いたします。

会議録署名議員の指名

○後藤守議長 次に、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により

8番 益子慎哉議員 13番 茅根猛議員
の両名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○後藤守議長 次、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から6月24日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月24日までの14日間と決定いたしました。

諸般の報告

○後藤守議長 諸般の報告を行います。

最初に、今回当選されました井坂孝行議員につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、総務委員会に選任いたしましたのでご報告いたします。

次に、議長会の経過についてご報告いたします。

去る4月19日、北茨城市においてにおいて県北市議会議長会が、同じく22日、水戸市において茨城県市議会議長会が、同じく26日、甲府市において関東市議会議長会が、さらに5月22日、東京都において全国市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました印刷物によりご承知願います。

次に、監査委員から、平成24年度定期監査報告書及び平成25年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人里美ふるさと振興公社、株式会社水府振興公社、有限会社バイオマスリサイクルセンターのそれぞれの経営状況を説明する書

類がお手元に配付いたしてありますとおりに提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	梅 原 勤 君
教 育 長	中 原 一 博 君	総務部長兼政策企画部長	佐 藤 啓 君
市民生活部長	荻 津 一 成 君	保健福祉部長	埴 信 夫 君
産 業 部 長	檜 村 浩 治 君	建 設 部 長	鈴 木 典 夫 君
会 計 管 理 者	山 崎 弘 行 君	上 下 水 道 部 長	鈴 木 則 文 君
消 防 長	福 地 壽 之 君	教 育 次 長	山 崎 修 一 君
秘 書 課 長	宇 野 智 明 君	総 務 課 長	植 木 宏 君
監 査 委 員	中 村 弘 君		

以上、15名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長挨拶

○後藤守議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 皆さん、おはようございます。本日、平成25年第2回の市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜りましてまことにありがとうございます。日ごろ議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のために格別なるご高配をいただき、心から感謝を申し上げます。

また、5月12日告示の市長選挙におきましては、議員の皆様、市民の皆様の温かいご支援を賜りまして、引き続き市政を担わせていただくことになりました。責任の重大さを厳粛に受けとめ、誠心誠意全力で市政運営に当たる決意でございます。

特に、本市の重要課題でございます少子化・人口減少対策の推進、震災からの復旧・復興と災害に強いまちづくり、そして産業の活性化と農業等の6次産業化の推進につきましては、市民の皆様と一体となりましてその実現に向け全力を傾注してまいりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

さて、本年度も早いもので2カ月が経過いたしました。幾つかの市政の事案につきましてご報告を申し上げます。

初めに、東海村白方の「大強度陽子加速器施設 J-PARC」で発生しました放射性物質漏えい事故についてでございます。事故は5月23日に発生し、放射性物質が管理区域外に漏えいするとともに、放射線業務従事者が被曝するなど市民の皆様にも多大なる不安を与えたところでありまして、まことに遺憾でございます。さらに連絡が大幅におくれるなど、通報連絡体制が大きな課題となっているところでございます。市といたしましては、市議会と一緒に原因の早期究明を行うとともに、施設の安全管理及び本市等への通報連絡体制を改善するため、早急に対策を講ず

るよう日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所長に対し強く求めたところでございます。

次に、東日本大震災からの復旧・復興についてでございます。被災いたしました市の公共施設の復旧につきましては、道路・橋梁・上下水道・教育・保健・衛生施設など、先月末までに復旧工事が完了し、金砂郷支所庁舎、郷土資料館、郷土資料分館の3つの施設を除きまして全て復旧いたしました。市内の国・県道の復旧につきましても国道293号にかかる里川橋の工事が進められておりますが、それ以外の復旧は完了しております。

学校・幼稚園・保育園の耐震化につきましては、地震災害時における安全の確保及び地域住民の避難所として1年前倒して整備を進め、新たにつくる金砂郷地区統合中学校の校舎及び体育館を除きまして来年度末までには完了させてまいりたいと考えております。

除染の進捗状況につきましては、市除染実施計画に基づき、プラトーさとみ及び周辺施設の除染が終了いたしまして、現在は仮置き場の造成と除去土壌等の仮置き場への搬入作業、そしてプラトーさとみにつながる市道の除染を行っておりまして、7月10日までには完了の予定でございます。

次に、少子化・人口減少対策についてであります。これまで子育て家庭への支援として新婚家庭への家賃助成や中学生までの医療費助成、第3子以降の保育料無料化などに取り組んできましたが、4月からは市立幼稚園に就園する第3子以降の給食費の無料化を実施いたしました。また、中心市街地に若者等の定住を促進するため、鯨ヶ丘地区に集合賃貸住宅を建築する事業者等を募集しております。募集は3棟であります。建築された事業者等には上限を300万円とし、1戸当たり50万円の助成を行ってまいります。少子化・人口減少対策については、引き続き創意工夫を図り、市の将来を担う若者が定住し、安心して子育てができるような環境づくりを進めるとともに、魅力ある市街地の整備を進めてまいります。

次に、生まれてくる赤ちゃんの命を守るための風疹予防接種費用の助成についてであります。風疹が全国的に流行していることを受けまして、新生児の先天性風疹症候群を予防するため、妊娠を望む女性や妊婦の夫、妊婦と同居する家族を対象に5,000円を上限に接種費用の半額を4月1日にさかのぼって助成いたします。その助成費用170万円につきましては専決処分させていただきました。

次に、西山研修所についてであります。県から市に移管された西山研修所は、3月31日に引き継ぎ式を行いまして4月1日にリニューアルオープンいたしました。青少年及び成人の体験活動の拠点施設として活用するとともに、山吹運動公園との連携によるスポーツ合宿や企業の社員研修などの誘致を図りまして、市内はもちろん県内外の多くの方にご利用いただき、青少年の健全育成と交流人口の拡大につなげてまいります。

続きまして、専決処分のご報告をさせていただきます。特別交付税の確定、市債の変更等にかかわる予算措置、また、集中豪雨による被災箇所の復旧と風疹予防接種の助成に係る予算措置について、それぞれ平成24年度と平成25年度の一般会計補正予算を専決処分させていただきました。さらには地方税法等の改正に伴う市税条例、都市計画条例、国民健康保険条例の一部改正

につきましても専決処分いたしました。

続きまして、本定例会に提案させていただきます案件についてご報告させていただきます。今回の提出議案は、専決処分の報告6件、繰越明許費等の繰越計算書の報告4件、条例の制定3件、一部改正1件、消防ポンプ自動車購入契約1件、市立里美地区統合小学校建築工事請負契約1件、市道路線の認定1件及び平成25年度の補正予算5件、合わせて22件でございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長及び担当部長よりご説明申し上げます。各議案とも慎重にご審議いただきまして、原案のとおり承認、可決を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

日程第4 報告第2号ないし報告第11号

○**後藤守議長** 次、日程第4、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）、報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、報告第5号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度常陸太田市一般会計補正予算（第12号））、報告第6号専決処分の承認を求めることについて（平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号））、報告第7号専決処分の承認を求めることについて（平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号））、報告第8号平成24年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第9号平成24年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第10号平成24年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第11号平成24年度常陸太田市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について、以上10件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○**梅原勤副市長** 提案者にかわりまして報告をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきます。報告第2号でございます。報告第2号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成25年6月11日報告、市長名でございます。

2ページに専決処分書の写しがございます。地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、平成25年4月1日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市市税条例の一部を改正する条例。平成25年3月30日、市長名でございます。

内容につきまして8ページをお開きいただきます。第3条の2第1項は、常陸太田市行政手続条例の適用除外の中で、理由の提示に係る部分を除外する改正でございます。第16条の7第2

項は、寄附金税額控除につきまして、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、寄附金に係る個人市民税の寄附金税額控除につきまして、所得税限界税率に復興特別所得税率——100分の2.1ですけれども——を乗じて得た率を加算する措置を講ずる改正でございます。第33条第5項及び第103条第4項につきましては、固定資産税の納税者等で、独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業等に伴う仮換地等につきまして、納税義務者の特例措置の廃止による文言の削除でございます。

10ページをお開きいただきます。附則第2条の2、延滞金の利率引き下げに伴う改正でございます。

11ページをお開きいただきまして、附則第2条の3、引用する法律名の削除、特定基準割合の定義の変更等による文言整理でございます。

12ページをお開きいただきます。附則第2条の4、租税特別措置法第40条第10項の新設に伴う引用条項の整理でございます。附則第5条の3の2、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充に伴う改正でございます。

13ページをお開きいただきまして、附則第5条の4は、16条の7第2項の改正と同様に寄附金税額控除に係る改正でございます。附則第15条の2につきましては、引用する租税特別措置法の改正に伴う条項の整理でございます。

14ページをごらんいただきまして、附則第9条の2、読みかえ規定の表形式への整理でございます。大震災により家屋が居住の用に供することができなかつた者の相続人に長期譲渡所得課税の特例を拡大する改正でございます。

17ページをお開きいただきます。附則第20条、引用する地方税法附則第5条の4の2及び同法附則第45条の項の繰り下げに伴う条項整理でございます。

続きまして、20ページをお開きいただきます。報告第3号でございます。報告第3号専決処分承認の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成25年6月11日報告、市長名でございます。

21ページに専決処分書の写しがございます。地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、平成25年4月1日から下記の条例を施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の条例を次のとおり専決処分する。記、常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例。平成25年3月30日、市長名でございます。

内容につきましては、23ページをお開きいただきたいと思います。附則の第4項、第5項及び第6項でございますが、文言の整理でございます。

24ページの附則第11項は、引用する地方税法附則第15条の条項のずれに伴う条項の整理でございます。

続きまして、25ページをお開きいただきます。報告第4号専決処分承認の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3

項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成25年6月11日報告，市長名。

次ページに写しがございます。専決処分書，地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い，平成25年4月1日から下記の条例を施行する必要があるため，議会を招集する時間的余裕がないと認めるので，地方自治法第179条第1項の規定により，下記の条例を次のとおり専決処分する。記，常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。平成25年3月30日，市長名でございます。

内容につきましては，新旧対照表32ページでご説明をさせていただきます。第23条，国民健康保険税の減額でございますが，第2号におきまして保険税の軽減割合判定の際に，同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した被保険者がいる場合，従前と同様に5年間の軽減措置を受けることができる措置を恒久化するとともに，急激な負担増を避けるため，特定継続世帯としてさらに3年間延長し，計8年間の軽減を図るものでございます。

この減額につきましては別表2にございますので，35ページをお開きいただきたいと思います。別表中，第23条第1項の各欄に規定する金額が7割軽減をする額でございます。

37ページをお開きいただきまして，同条第2号の各欄に規定する金額が5割軽減をする額でございます。

39ページをお開きいただきまして，同条第3号の各欄に規定する金額が2割軽減をする額でございます。

戻りまして33ページでございますけれども，別表第1中，第2条第2項の各欄に規定する金額が基礎課税額に係る世帯別平等割の額でございます。

34ページをお開きいただきまして，同条第3項の各欄に規定する金額が後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割の額でございます。

戻りまして30ページの附則でございますが，附則1は施行期日，附則2は経過措置でございます。

42ページをお開きいただきます。報告第5号専決処分の承認を求めることについて，地方自治法第179条第1項の規定により，別紙のとおり専決処分をしたので，同条第3項の規定によりこれを報告し，承認を求める。平成25年6月11日報告，市長名でございます。

43ページに専決処分書の写しがございます。専決処分書，特別交付税の確定，市債の変更等に係る予算措置について，議会を招集する時間的余裕がないと認めるので，地方自治法第179条第1項の規定により，下記の予算を次のとおり専決処分する。記，平成24年度常陸太田市一般会計補正予算（第12号）。平成25年3月29日，市長名でございます。

45ページをお開きいただきまして，平成24年度常陸太田市一般会計補正予算（第12号）は，次に定めるところによる。第1条，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8,247万9,000円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ261億278万7,000円とする。第2条，地方債の追加及び変更は第2表地方債補正による。平成25年3月29日専決，市長名でございます。

事項別明細により説明をさせていただきます。52ページをお開きいただきます。

歳入でございます。2款地方譲与税から次の53ページの11款交通安全対策特別交付金までの補正は、それぞれの3月期の交付額の確定によるものでございます。

10款地方交付税6億8,153万6,000円の補正につきましては、震災復旧経費の市債振替や市税等の減免見込み額としての震災復興特別交付税3億4,731万3,000円を含んだものでございます。

15款県支出金の補正につきましては、災害救助費等補助金の確定により2,670万7,000円を追加いたしました。

21款市債の補正でございますが、それぞれ対象事業費の確定、国・県支出金の確定などにより、合計で2,470万円を減額したものでございます。

54ページをお開き願います。歳出でございます。

2款1項総務管理費1目一般管理費の補正につきましては、平成24年度の退職手当特別負担金が確定したことから277万4,000円を追加いたしました。3目財政管理費の補正につきましては、次年度以降の公債費の償還財源として減債基金に6億7,970万5,000円を積み立てることといたしました。

49ページにお戻りいただきまして、第2表地方債の補正でございます。先ほども申し上げましたように、国庫補助事業の確定により山吹運動公園遊具整備事業費1,750万円、道路橋りょう整備事業費8,580万円、公営住宅整備事業費2,000万円、合計1億2,330万円を追加するとともに、下の段につきましては、市債対象事業費の変更などからこれまでの合計25億3,925万円を23億9,125万円に減額の変更をするものでございます。

56ページをお開きいただきます。報告第6号でございます。専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成25年6月11日報告、市長名でございます。

57ページに専決処分書の写しがございます。専決処分書、4月6日から7日にかけての集中豪雨により被災した箇所の復旧に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）。平成25年4月8日、市長名でございます。

59ページをお開きいただきます。平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）でございます。平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231億4,400万円とする。平成25年4月8日専決、市長名でございます。

内容につきましては、64ページをお開きいただきます。事項別明細書歳入でございます。

18款2項1目財政調整基金繰入金でございますが、今回の歳出予算の財源として1,200万円を繰り入れるものでございます。

65ページに歳出がございます。10款災害復旧費でございますが、市道ののり面や路肩の復

旧、橋梁の漂着ごみ除去などに要する経費といたしまして、建設機械の借り上げ、工事請負費、合計1,200万円を予算化したものでございます。

66ページをお開きいただきます。報告第7号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成25年6月11日報告、市長名でございます。

次ページに専決処分書の写しがございます。専決処分書、風疹予防接種の助成に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成25年度常陸太田市一般会計補正予算(第2号)。平成25年5月21日、市長名でございます。

69ページをお開きいただきます。平成25年度常陸太田市一般会計補正予算(第2号)でございます。平成25年度常陸太田市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231億4,570万円とする。平成25年5月21日専決、市長名。

内容につきましては、74ページの事項別明細書をごらんください。

歳入の18款2項1目財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正予算の財源といたしまして170万円を繰り入れるものでございます。

75ページに歳出がございます。

4款衛生費の補正でございます。全国的に風疹が流行していることから、新生児の先天性風疹症候群を予防するため、妊娠を望む女性や妊婦の夫、妊婦と同居する家族を対象といたしまして、風疹の予防接種費用の半額程度を助成するもので170万円を計上いたしました。

続きまして、報告第8号、76ページをお開きいただきます。報告第8号平成24年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、平成24年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

77ページから79ページにかけまして繰越計算書がございます。国の補正予算に係るもの、被災した住民の建物修繕に係る時間的余裕を考慮したもの、河川敷内の工事協議や用地補償、電柱等の移設などに不測の日数を要したものなど、さきの12月定例会、3月定例会で議決をいただきました金額の範囲内におきまして、合計24事業18億6,032万9,150円を平成25年度に繰り越すものでございます。平成25年6月11日提出、市長名でございます。

続きまして、80ページをお開きいただきます。報告第9号平成24年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、平成24年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

81ページをお開きいただきます。繰越計算書でございます。

1款1項下水道事業費の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業につきましては、整備区域が同じ町内に集中したため、地域の交通緩和を考慮して工事の実施をしたこと等により、

年度内の工事完了ができなかったために繰り越したものでございます。

また、那珂久慈流域下水道建設工事費負担金につきましては、県から予算繰り越しの通知があったことにより繰り越しを行ったもので、合計で4億4,822万1,000円を繰り越したものでございます。平成25年6月11日提出，市長名でございます。

続きまして，82ページをお開きいただきます。報告第10号平成24年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について，平成24年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したもので，地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき，次のとおり報告する。

83ページをお開きいただきます。繰越計算書でございます。

1款1項農業集落排水事業費につきましては，県道改良工事に伴う農業集落排水施設の移設工事でございますが，県が改良工事を繰り越したことにより，年度内の工事完了ができないため，1,102万5,000円を繰り越したものでございます。平成25年6月11日提出，市長名でございます。

続きまして，報告第11号でございます。84ページをお開きいただきます。報告第11号平成24年度常陸太田市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について，平成24年度常陸太田市一般会計予算事故繰越に係る歳出予算を繰り越したもので，地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき，次のとおり報告する。

85ページに繰越計算書がでございます。茨城県との河川協議におきまして，出水期の工事を見合わせたことから平成24年度に繰り越した繰越明許費道路橋梁災害復旧事業のうち，支出未済額1億5万円を平成25年度に事故繰越するものでございます。平成25年6月11日提出，市長名でございます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

日程第5 議案第45号ないし議案第51号

○後藤守議長 次，日程第5，議案第45号常陸太田市空き地の適正管理に関する条例の制定について，議案第46号常陸太田市空き家の適正管理に関する条例の制定について，議案第47号常陸太田市子ども・子育て会議設置条例の制定について，議案第48号常陸太田市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について，議案第49号消防ポンプ自動車購入契約について，議案第50号常陸太田市立里美地区統合小学校建築工事請負契約について，議案第51号常陸太田市道路線の認定について，以上7件を一括議題といたします。

提案案件の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○梅原勤副市長 それでは，説明をさせていただきます。

議案書86ページをお開き願います。議案第45号常陸太田市空き地の適正管理に関する条例の制定についてでございます。常陸太田市空き地の適正管理に関する条例を次のように制定する

ものとする。平成25年6月11日提出，市長名でございます。

提案理由ですが，市内の空き地の適正な管理に関し必要な事項を定め，空き地が管理不良の状態となることを防止し，もって安全・安心なまちづくりの推進に寄与するため本条例を制定するものでございます。

空き地は個人等の資産でありまして，その管理は空き地の所有者等が行うべきものでございますが，全国的な傾向といたしまして，所有者等の高齢化や世帯の核家族化，あるいは都会への移住などにより管理不良な状態の空き地が生じておりまして，今後も増加していくことが予想されます。当市におきましても同様な状況があるため本条例を制定し，空き地の所有者等の管理責任や市民に求める協力内容を明示し，所有者や地域住民等による自発的な管理を促すとともに，空き地の管理状況に応じて段階的に対応を行うことにより，その適正な管理を図っていくものでございます。

内容につきましては，87ページを説明させていただきます。第1条は，本条例制定の目的を規定しておりまして，ただいま申し上げました安全・安心なまちづくりをうたっております。第2条は，本条例における空き地所有者等の用語の定義について定めてございます。第3条は，空き地の所有者等の責務について。第4条は，市民からの情報提供について。第5条は，空き地の管理状況を調査するため実態調査を実施することについて定めてございます。第6条から7条では，空き地が適切に管理されていない場合に段階的に行う所有者等への助言，指導及び勧告並びに措置命令について定めてございます。第8条は，正当な理由なく命令に従わないときの氏名などの公表に係る手続について定めてございます。第9条は，この条例を適切に運用するため，関係機関と協議連携をすることについて定めております。第10条では，この条例の施行に関し，必要な事項は市規則で定めることを規定しております。

なお，この条例施行規則につきましては，90ページから参考資料として添付してございますので，後ほどご参照いただきたいと思います。

附則でございますが，この条例は平成25年7月1日から施行することを定めております。

続きまして，97ページをお開きいただきます。議案第46号常陸太田市空き家の適正管理に関する条例の制定についてでございます。常陸太田市空き家の適正管理に関する条例を次のように制定するものとする。平成25年6月11日提出，市長名でございます。

提案理由でございますが，市内の空き家の適正な管理に関し必要な事項を定め，空き家が管理不全の状態となることを防止し，もって安全・安心なまちづくりの推進に寄与するため本条例を制定するものでございます。

空き家につきましても管理不全な状態の空き家が生じておりまして，今後も増加していくことが予想されます。そのため空き地の適正管理対策と同様に，空き家に関しましても所有者等の管理責任や市民に求める協力内容を明示し，所有者や地域住民等による自発的な管理を促すとともに，空き家の管理状況に応じて段階的に対応を行うことにより，その適正な管理を図っていくものでございます。

条例案の内容でございますが，98ページをお開きいただきます。第1条は，本条例の制定の

目的を規定してございます。第2条は、本条例における空き家所有者等の用語の定義でございます。第3条は、空き家の所有者等の責務について。第4条は、市民からの情報提供について。第5条は、空き家の管理状況を調査するため実態調査を実施することについて定めてございます。第6条は、空き家が倒壊等危険な状態が切迫していると認められるときは、所有者の同意を得て必要最低限の措置を講ずることができ、その費用を所有者等に請求することを定めております。第7条から8条では、空き家が適切に管理されていない場合に、段階的に行う所有者等への助言、指導及び勧告並びに措置命令について定めてございます。第9条は、正当な理由なく命令に従わないときの氏名などの公表に係る手続について定めてございます。第10条は、この条例を適切に運用するため、関係機関と協議連携をすることについて定めております。第11条では、この条例の施行に関し必要な事項は市規則で定めることを規定してございまして、この施行規則につきましては、101ページから参考資料として添付してございます。

附則でございますが、この条例は平成25年7月1日から施行することを定めてございます。

続きまして、議案書108ページをお開きいただきます。議案第47号常陸太田市子ども・子育て会議設置条例の制定について、常陸太田市子ども・子育て会議設置条例を次のように制定するものとする。平成25年6月11日提出、市長名。

提案理由でございますが、「子ども・子育て支援法」が平成24年8月22日に公布、その一部が平成25年4月1日から施行されたことに伴い、幼児期の学校教育と保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とした常陸太田市子ども・子育て会議を設置するため、本条例を制定するものでございます。

次の109ページをお開きいただきます。第1条は設置について。第2条は所掌事項で、(1)特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。 (2)といたしまして、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。 (3)といたしまして、子ども・子育て支援事業の計画策定及び変更に関する事。 (4)といたしまして、施策等に係る調査、審議に関する事等を掲げてございます。第3条は組織、第4条は任期、第5条は委員長等でございます。

109ページから110ページにかけまして、第6条に会議、第7条に庶務、第8条に委任についての規定を定めてございます。

附則で本条例は公布の日から施行するものでございます。また、常陸太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正いたしまして、子ども・子育て会議委員の報酬を定めるものでございます。

続きまして、111ページをお開きいただきます。議案第48号常陸太田市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正についてでございます。常陸太田市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成25年6月11日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、「株式会社企業再生支援機構法」の一部を改正する法律が平成25年3月6日に公布、同年3月18日に施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものでござ

ざいます。

この条例につきましては、平成24年3月に条例を公布しまして、同年4月より施行されておるところでございますが、具体的には本市があっせんした自治金融及び振興金融といった市町村金融制度に基づく融資を受けた中小企業者が債務返済不能となった際に、茨城県信用保証協会が金融機関にかわりまして弁済することとなりますが、その際発生する損失補償金につきまして、本市及び茨城県信用保証協会が負担することとなる条例でございます。

今回の本条例の一部改正につきましては、国において地域経済の活性化を促す観点から「企業再生支援機構法」が改正されたことに伴う改正でございます。

113ページをお開きいただきます。新旧対照表でございますが、第3条第5号に規定しております「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改めまして、「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に改めるものでございます。また、「株式会社地域経済活性化支援機構法」第25条第4項の規定におきましては、同機構の業務が追加されまして、見出しが「支援決定」から「再生支援決定」に改正されたことから、第3条第5号の文言をあわせて改正するものでございます。

112ページの附則につきましては、既に法が施行されておりますことから公布の日から施行するものとしてございます。

議案書114ページをお開きいただきます。議案第49号消防ポンプ自動車購入契約についてでございます。平成25年5月13日、一般競争入札に付した消防ポンプ自動車購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、契約の目的は、消防ポンプ自動車購入のため。契約の方法は、一般競争入札による契約。契約の金額は3,118万5,000円。契約の相手方は、株式会社モリタ東京営業部。代表者は部長、城賀本守でございます。平成25年6月11日提出、市長名。

次のページに、参考としまして普通消防ポンプ自動車の概要書がございます。4WDの5人乗りでございますが、詳細につきましてはごらんいただきたいと思います。

次に、議案書116ページをお開きいただきます。議案第50号常陸太田市立里美地区統合小学校建築工事請負契約についてでございます。平成25年5月20日、一般競争入札に付した常陸太田市立里美地区統合小学校建築工事請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、契約の目的は、常陸太田市立里美地区統合小学校建築工事請負契約。契約の方法は一般競争入札による契約。契約の金額は1億6,800万円。契約の相手方は、日立土木・須藤特定建設工事共同企業体。代表者は、日立土木株式会社代表取締役沢畑正剛でございます。平成25年6月11日提出、市長名でございます。

次のページに、参考といたしまして工事の概要書がございます。建築場所は、常陸太田市大町60番地の1、構造は鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ床面積は1,184.44平方メートル。主要な部屋でございますけれども、普通教室、特別支援教室、教材室、図書室、トイレ

ほかとなっております。また、電気設備工事、機械設備工事、外構工事は別途工事としてございます。

次の118ページには、施設の配置図、119ページから120ページに平面図、121ページに立面図がございます。

続きまして、122ページをお開きいただきます。議案第51号常陸太田市道路線の認定についてでございます。常陸太田市道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。平成25年6月11日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、県道移管に伴い市道路線として認定するものでございます。具体的な内容につきましては、次の123ページをお開きいただきます。

新たに路線認定する路線は、市道4478号線の1路線でございます。鯨ヶ丘トンネルの開通に伴う路線となるわけでございますが、金井町地内の延長距離258メートルでございます。都市計画道路木崎稲木線整備に伴う主要地方道日立笠間線の一部区間を市道に移管するための認定。

次のページに路線認定位置図、さらに125ページには市道の路線認定図を記載してございます。

以上でございます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

日程第6 議案第52号ないし議案第56号

○後藤守議長 次、日程第6、議案第52号平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）について、議案第53号平成25年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第54号平成25年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第55号平成25年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第56号平成25年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について、以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

○梅原勤副市長 それでは、説明をさせていただきます。

別冊の横長のつづり1ページをお開き願います。

議案第52号平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）、平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,238万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234億808万5,000円とする。第2条が債務負担行為、第3条が地方債の補正でございます。平成25年6月11日提出、市長名でございます。

8ページをお開きいただきます。事項別明細書歳入でございます。

14款国庫支出金の補正でございますが、生活保護システム改修、小中学校理科備品購入費の財源を補正したほか、総務費国庫負担金におきまして、地域の元気づくり臨時交付金1億8,3

50万2,000円を予算化いたしました。この交付金は、平成24年度国の補正予算における地方負担額に応じて算定されるものでございまして、単独で行う建設事業に充当されるものでございます。今回の補正予算におきましては、道路新設改良費や生涯学習センター音響設備改修工事の財源として計上いたしました。

18款繰入金の補正でございしますが、地域の元気づくり臨時交付金によって財源が確保されたことから財政調整基金の繰り入れ8,583万3,000円を減額いたしました。また、減債基金の補正につきましては、公債費の繰り上げ償還の財源といたしまして9,728万2,000円を増額したものでございます。

21款市債の補正でございしますが、山吹運動公園親水広場の財源といたしまして、合併特例事業債6,460万円を追加いたしました。

次に歳出でございします。9ページをごらんいただきます。

2款1項9目情報通信管理費でございしますが、市のホームページをスマートフォン向けに対応させるとともに、各課において容易にホームページの更新ができるようにカスタマイズを行うもので71万9,000円を補正しております。15目の複合型交流拠点施設整備費の補正933万2,000円につきましては、事業を再開するため計画の変更に伴う委託料、土地収用に伴う経費などを計上したものでございます。

3款2項1目児童福祉総務費の補正でございしますが、子ども・子育て支援計画の策定に要する経費83万8,000円を予算化いたしました。また、債務負担行為におきまして281万7,000円をあわせて計上してございます。

10ページをお開きいただきます。7款道路橋りょう費の補正でございしますが、地域の元気づくり臨時交付金を活用しまして、道路新設改良舗装工事2,000万円を追加いたしました。

11ページでございします。9款5項社会教育費10目生涯学習施設費におきまして、生涯学習センターの音響設備改修工事6,405万円を予算化しております。これにつきましても地域の元気づくり臨時交付金を活用するものでございます。6項保健体育費4目体育施設費の補正につきましては、山吹運動公園の水泳プールの跡地に親水広場を建設するための委託料、工事請負費6,209万7,000円を計上したもので、合併特例事業債を活用するものでございます。

11款公債費でございします。茨城県からの借入金について繰り上げ償還が認められたために、将来の債務を削減するため9,728万2,000円を繰り上げ償還するものでございます。

4ページにお戻りいただきます。債務負担行為でございしますが、子ども・子育て支援事業の計画策定業務につきまして281万7,000円を限度額として債務を負担するものでございます。

5ページは地方債の補正でございします。山吹運動公園親水広場の整備に当たり、合併特例事業債を増額するものでございまして、地方債の限度額合計23億1,600万円を23億8,060万円に変更するものでございます。

続きまして、議案第53号平成25年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。平成25年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,205万4,000

0円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,516万4,000円とする。
第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成25年6月11日提出、市長名。

4ページをお開き願います。地方債の補正でございますが、起債の目的に公営企業借換債を追加し、限度額を2億3,160万円とするものでございます。起債の方法等につきましては表記のとおりでございます。

次に、7ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

6款1目繰越金の増でございますけれども、繰り上げ償還の財源として追加したものでございます。

8款1目下水道事業債の2億3,160万円につきましては、平成25年度特定被災地地方公共団体借換債に伴うものでございまして、過去に年利4%以上で借り入れた旧公営企業金融公庫資金に係る未償還分につきましては、現在の低利率のものに借りかえるために増額するものでございます。

8ページは歳出でございます。

2款1目公債費の元金2億3,205万4,000円の増額につきましては、借りかえに伴う繰り上げ償還金でございます。

続きまして、議案第54号でございます。平成25年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。平成25年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ773万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,200万7,000円とするものでございます。平成25年6月11日提出、市長名。

まず、4ページをお開きいただきまして、地方債でございますが、起債の目的に公営企業借換債を追加し、限度額を770万円とするものでございます。起債の方法等につきましては、表記のとおりでございます。

7ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございますが、6款1目繰越金の増でございますけれども、繰り上げ償還の財源として追加したものでございます。

8款1目農業集落排水施設事業債の770万円につきましては、議案第53号の下水道事業特別会計補正予算同様、借りかえをするために追加するものでございます。

8ページをお開きいただきます。歳出でございます。

2款1目公債費の元金773万8,000円の追加につきましては、借りかえに伴う繰り上げ償還金でございます。

続きまして、議案第55号平成25年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。平成25年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,671万4,000円とする。平成25年6月11日提出、市長名。

6ページをお開きいただきます。事項別明細歳入でございます。

4款1項1目繰越金でございます。前年度繰越金に増額が見込めることから、今回180万円を増額補正するものでございます。

7ページの歳出でございます。1款3項1目配管費180万円の増額でございますが、国道461号線の上高倉町地内災害防除工事に伴う配水管布設がえ工事費でございます。

○後藤守議長 上下水道部長。

〔鈴木則文上下水道部長 登壇〕

○鈴木則文上下水道部長 議案第56号平成25年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について、提案者にかわりご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思えます。

第1条は総則でございます。平成25年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条は、資本的収入及び支出の補正で、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額4億5,551万1,000円を4億5,576万円に、過年度分損益勘定留保資金3億7,033万6,000円を3億7,058万5,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第3款資本的収入を2,280万円増額し、16億8,795万1,000円とするものでございます。

支出の第4款資本的支出を2,304万9,000円増額し、21億4,371万1,000円とするものでございます。

2ページをお開きいただきます。

第3条は企業債の補正でございます。起債の目的に企業債借りかえを追加し、限度額を2,280万円とするものでございます。平成25年6月11日提出、市長名でございます。

詳細につきましては、予算明細書にてご説明申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思えます。

初めに、資本的収入及び支出の収入でございます。3款1項1目1節企業債の2,280万円の増額につきましては、平成25年度特定被災地地方公共団体借換債に伴う補正で、過去に年利4%以上で借り入れた旧公営企業金融公庫資金に係る未償還の公営企業債を現在の低利率のものに借りかえをするものでございます。

次に、支出でございますが、4款2項1目11節企業債償還金の2,304万9,000円の増額につきましては、平成25年度特定被災地地方公共団体借換債による償還金でございます。

以上です。

○後藤守議長 説明は終わりました。

○後藤守議長 以上で、本日の議事は議了いたしました。

今回は、6月13日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時22分散会